

5 森推鳥第 203 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

令和 5 年 10 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 虚空蔵山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久市大字伴野所在の県道相浜本町線と市道 25-16 号線との交点を起点とし、同点から同市道を東進し、市道 25-17 号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、佐久市大字伴野 367 番地南の小径との交点に至り、同点から同小径を北西進し、市道 26-38 号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道 26-27 号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道 26-20 号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道相浜本町線との交点に至り、同県道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積 44 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

2 美笹特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久市大字東立科所在の市道 26-1 号線と市道 27-16 号線との交点を起点とし、同点から市道 27-16 号線を南東進し、同市道の終点に至り、同点から佐久市大字根岸 5189 番地 2 先の市道 26-4 号線へ北東進し、同市道に至り、同点から市道 26-4 号線を南西進し、美笹コスモスの里別荘地と別荘地外との境界の交点に至り、同点から同境界を南西進し、市道 29-89 号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、国有林界の交点に至り、同点から国有林界を北東進し、佐久市と旧北佐久郡望月町の旧市町界との交点に至り、同点から同旧市町界を北東進し、佐久市大字東立科 16 番地北の小径との交点に至り、同点から同小径を南東進し、市道 26-1 号線との交点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積 29 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

3 川上村千曲川河川敷特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

南佐久郡川上村御所平男橋と村道 2128 号線との交点を起点とし、同点から同村道を東進し、横沢橋との交点に至り、同点から同橋を南進し、県道海の口線との交点に至り、同点から同県道を西進し、御所平男橋との交点に至り、同点から同橋を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 48ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

4 赤井特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市真田町所在の市道赤井日向線と 900m 等高線の交点を起点とし、同点から同市道を東進し、950m 等高線との交点に至り、同点から同等高線を東進し、大沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、900m 等高線との交点に至り、同点から同等高線を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 3ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

5 中平特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市真田町所在の県道真田東部線といのこ原赤井農道との交点を起点とし、同点から同農道を西進し、県道長野真田線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、県道真田東部線との交点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 4ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

6 竹室特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市真田町所在の市道大畑小玉線と市道荒井赤井線との交点を起点とし、同点から市道荒井赤井線を北進し、市道中原下塚線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道大畑小玉線との交点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 7ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

7 田沢特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市所在の私有林第 139 林班、同第 141 林班及び東御市所在の私有林第 3 林班の接点を起点とし、同点から東御市所在の私有林第 3 林班と国有林の境界を東進し、同林班ぬ小班施業番号 5 の北東端と国有林の境界との接点に至り、同点から同点と同林班か小班施業番号 10 の北西端を結ぶ線を南進し、同 10 の北西端に至り、同点から同 10 を南進し、成沢川との接点に至り、同点から同川を南進し、和山林道との接点に至り、同点から同林道を南進し、同林班ぬ小班施業番号 11 の南東端と農耕地の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、同林班る小班施業番号 4-ニの東端と農耕地の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、浅間高原カントリー倶楽部ゴルフ場の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、更に同林班る小班施業番号 7、同 8、同 9 及び同 10 と農耕地の境界を南進し、同 10 と同 11 の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、成沢川との接点に至り、同点から同川を南西進し、810m 等高線との交点に至り、同点から同等高線を西進し、市道 259 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道 260 号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道の終点と県道 4 号線と上田市と東御市の境界の交点を結ぶ直線との接点に至り、同点から同直線を西進し上田市と東御市の境界との接点に至り、同点から同市界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 149 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

8 立岩伊勢山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

小県郡長和町所在の町道立岩古町線と国道 254 号線との交点を起点とし、同点から同町道を北進し、町道立岩岡森線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道古町深山線との交点に至り、同点から同町道を南進し、国道 254 号線との交点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 32 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

9 立沢特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

諏訪郡富士見町立沢所在の県道立沢富士見停車場線と町道 3487 号線との交点を起点とし、同点から同町道を西北進し、町道 3403 号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、県道茅野北杜葦崎線との交点に至り、同点から同県道を東南進し、本郷鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 101ha）

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

10 葛窪特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

諏訪郡富士見町境所在の中央自動車道西宮線と山梨県界（甲六川）との交点を起点とし、同点から中央自動車道西宮線の北東堺を西北進し、町道109号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道7524号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7520号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7495号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道7572号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道7587号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7618号線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道7605号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道7485号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7641号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、町道7651号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、県道富士見高原線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、富士見町境100番地内の道路との交点に至り、同点から同道を東進し、山梨県界との交点に至り、同点から同山梨県界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 128ha）

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

11 上戸中条特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

伊那市大字西箕輪地籍の県道与地辰野線と市道梨の木8号線との交点を起点とし、同点から県道与地辰野線を南西進し、同県道と市道中条花岡線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道経ヶ岳植物館との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と山の神橋との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道中条5号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道中条第六点線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道上戸2号線へと通じる道との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道梨の木植物園線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道梨の木8号線との交点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 42 ha）

(2) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

12 伊久間原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

下伊那郡喬木村伊久間地籍の小川渡橋を起点とし、同橋から小川川を南

東進し、同川と伊那南部広域農道南信州フルーツラインとの交点に至り、同点から同農道を南進し、同農道と村道 567 号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、下伊那郡喬木村と飯田市の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、同境界と県道伊那生田飯田線との接点に至り、同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 210ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

13 富士ノ塔山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

長野市大字小鍋所在の県道長野小川線と市道小田切 12 号線との交点を起点とし、同点から同市道を南進し、林道国見線に接続、更に同林道を南進し、林道朝日山線との交点に至り、同点から同林道を南進し、小田切塩生所在において、県道入山小市線へ通じる沢との交点に至り、同点から同沢を南西進し、県道入山小市線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、滝沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、県道小川長野線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 96ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

14 飯綱高原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

長野市大字上ヶ屋所在の市道 105 号線と市道飯綱東山麓線との交点を起点とし、同点から市道 105 号線を西進し、県道飯綱高原芋井線の交点に至り、同点から同県道を南進し、達橋沢との交点に至り、同点と市道芋井 31 号線とを結ぶ線を西進し、市道芋井 31 号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道上一之倉影山線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道芋井 960 号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、農道芋井 24 号線との交点に至り、同点から同農道を北東進し、農道芋井 20 号線との交点に至り、同点から同農道を北進し、ゴルフ場境界線（長野カントリークラブ）との交点に至り、同点から同境界線を北東進し、県道戸隠高原浅川線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、長野市大字上ヶ屋と戸隠の境界との交点に至り、同点から同境界線を北進し、国有林と民有林の境界線との交点に至り、同点から同境界線を東進し、市道飯綱東山麓線との交点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 420 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

15 琅鶴湖特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

長野市信州新町牧野島所在の国道 19 号線と犀川との交点（大原橋）を起点として、同点から同川左岸を東進し、同川左岸と東京電力水内ダムとの交点に至り、同点から同ダムを渡り犀川右岸を西進し、同右岸と大原橋との交点に至り、同点から同橋を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 100 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

16 飯綱山麓特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上水内郡信濃町所在県道栃原郷信濃線と町道 5025 号線（富ヶ原 1 号線）の交点を起点として、同点から同町道を東進し町道 5023 号線（原富ヶ原線）との接点に至り、同点から同町道を北進し宮裏用水との接点に至り、同点から同用水を東進し町道 3022 号線（古間町中村線）との接点に至り、同点から同町道を南進しさらに町道 5044 号線（板橋線）を南進し県道栃原郷信濃線との接点に至り、同点から同県道を北進し稲付用水との交点に至り、同用水を北西進し町道 5031 号（富ヶ原 8 号線）との接点に至り、同点から同町道を北東進し町道 5029 号線（中村富ヶ原線）との接点に至り、同点から同町道を東進し町道 5025 号線（富ヶ原 1 号線）との接点に至り、同点から同町道を北進し、さらに東進して起点に至る線により囲まれた区域（面積 261 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

17 浜津ヶ池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

中野市長丘地籍の国道 403 号と市道七瀬 1 号線との接点を起点とし、同点から市道七瀬 1 号線を西進し同市道と市道片塩 24 号線との交点に至り、同点から市道片塩 24 号線を南進し同市道と市道片塩牛出線との交点に至り、同点から市道片塩牛出線を西進し、更に北進し同市道と市道片塩 33 号線との接点に至り、同点から市道片塩 33 号線を西進し同市道と市道片塩牛出線との接点に至り、同点から市道片塩牛出線を西進し同市道と県道三水中野線との接点に至り、同点から県道三水中野線を北進し同県道と中野市と旧下水内郡豊田村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を北進し同市村界と市道大俣 3 号線との接点に至り、同点から市道大俣 3 号線を北進し同市道と市道大俣 29 号線との接点に至り、同点から市道大俣 29 号線を東進し同市道と市道七瀬大俣線との接点に至り、同点から市道七瀬大俣線を東進し同市道と市道七瀬大俣線との接点に至り、同点から市道七瀬大俣線を東進し同市道と市道長嶺ニュータウン 30 号線との接点に至り、

同点から市道長嶺ニュータウン 30 号線を北進し同市道と市道長嶺ニュータウン 19 号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン 19 号線を北進し同市道と市道長嶺ニュータウン 15 号線との交点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン 15 号線を北進し、更に東進し、更に南進し同市道と市道長嶺ニュータウン 24 号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン 24 号線を南進し同市道と市道長嶺ニュータウン 25 号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン 25 号線を南進し同市道と市道長嶺ニュータウン 20 号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン 20 号線を南進し同市道と市道長嶺ニュータウン 28 号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン 28 号線を南進し同市道と市道七瀬大俣線との接点に至り、同点から市道七瀬大俣線を南進し、更に北進し、更に南進し、更に北東進し同市道と市道七瀬古牧線との交点に至り、同点から市道七瀬古牧線を南進し同市道と国道 403 号との接点に至り、同点から国道 403 号を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 194 ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策室